更 新 用

特定非営利活動法人

日本臨床歯周病学会歯周インプラント認定医制度

歯周インプラント認定医生涯研修記録簿

|  |  |
| --- | --- |
| 歯周インプラント  認定医氏名 |  |
| 登録番号 |  |
| 登録年月日 |  |
| 登録期限 |  |

**資格認定のための研修の指針**

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会歯周インプラント認定医制度では、生涯にわたって研修を継続することが義務づけられています。歯周インプラント認定医の資格は５年毎に更新するよう定められております。更新には、日本臨床歯周病学会歯周インプラント認定医制度施行細則第８条附表２に示された生涯研修単位Ⅰの加算により、認定期間の５年毎に６０単位以上を取得することが必要です。（研修単位につきましては附表２をご覧ください。）

この研修記録簿は、資格更新申請時の資料となります。研修の都度、各自でご記入のうえ大切に保存しておいてください。

歯周インプラント認定医更新の申請は、認定失効期日の１年前から行うことができます。

**（参　考　資　料）**

**歯周インプラント認定医の更新**

更新の手続

　歯周インプラント認定医資格の有効期間は５年間である。したがって、引き続き認定を希望する者は、５年毎に歯周インプラント認定医の更新をしなければならない。

Ａ）更新手数料２万円を郵便振替で「日本臨床歯周病学会認定医係」（口座番号 00110-7-581283）の口座へ送金する。

Ｂ）次の書類を歯周インプラント認定医審議委員会へ提出する。（施行細則第９条）

①上記Ａの受領証のコピー

②歯周インプラント認定医更新申請書

③歯周インプラント認定医研修記録簿

（送付先住所）

　　　〒170-0003　東京都豊島区駒込1-43-9　駒込ＴＳビル3Ｆ

　　　　　　　　　日本臨床歯周病学会歯周インプラント認定医委員会

認定資格の喪失（歯周インプラント認定医規則第15条）

　次に記す何れかの項に該当するとき、資格を喪失する。

（1）本人が資格の辞退を申し出たとき

（2）資格が更新されなかったとき

（3）その他、理事会で歯周インプラント認定医として不適当と認めたとき

**生涯研修単位基準（更新時）**

＊　歯周インプラント認定医は5年でⅠに規定する研修会出席単位６０単位以上を取得すること。

＊　年次大会、支部教育研修会への参加が5年間で5回以上を必要とする。（年次大会3回含む）（出席したことを証明する参加証のコピーもしくは、ＨＰの受講研修履歴のプリントアウトの添付が必要）

ただし、暫定期間中に歯周インプラント認定医、歯周インプラント指導医を登録された者は、第1回目の更新に限り「年次大会３回を含む」を適用しない。

Ⅰ.　研修会出席

（1回出席あたりの単位、出席したことを証明する参加証等のコピーが必要）

１．日本臨床歯周病学会年次大会、支部教育研修会等　　　　（１０）

２．日本歯周病学会学術大会、臨床研修会等　　　　　　　　（１０）

３．日本歯科保存学会　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　５）

４．日本歯科医学会総会　　　　　　　　　　　　　　　　　（　５）

５．海外で開催される歯周病関連の学会　　　　　　　　　　（　７）

６．その他の研修会（認定医審議会が認めた研修会とする。

　　　ただし１年間７単位を上限とする）　　　　　　　　　　（　７）

１．研修会（学術集会・研究会・講演会等）出席記録

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 研修会名 | 主催者名 | 期　日 | 単　位 | ※出席証明等添付ｺﾋﾟｰ№ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 研 修 会  合計単位 | | |  |

※研修会等に出席した場合は、参加証等のコピーを添付して下さい。なお、コピーには

番号を付けてください。参加時にカード登録をされた方は、学会ホームページの会員

専用ページの「出席単位確認」をプリントアウトし、添付してください。

参加証等、コピー添付欄

　　（大きな物は縮小コピーにして下さい。）